

令和2年12月 定例会（第4回）会議録（抜粋）

○2番(青山雅紀君) 皆さん、おはようございます。公明党千葉市議会議員団の青山雅紀でございます。

初めに、去る10月28日に御逝去されました秋葉忠雄議員に哀悼の意を表しますとともに、御冥福を心からお祈り申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に取り組まれ、地域の医療を懸命に支えていただいている医療従事者の方々に心から感謝申し上げます。

それでは、会派を代表しまして質問をさせていただきます。

初めに、市政運営の基本姿勢について伺います。

去る11月2日、熊谷市長は、千葉県知事選挙に立候補することを表明されました。熊谷市長は、平成21年に千葉市長に就任して以来、今日まで3期12年の長きにわたり千葉市政に尽力され、財政健全化への取組をはじめとして、防災対策や子育て支援の拡充、医療、保健福祉の諸施策の拡充、推進、そして民間の活力を活用したまちづくりや経済分野における企業立地の推進など、功績は大きく、会派として高く評価しているところであります。

コロナ禍の中、本市を取り巻く課題の解決やさらなる千葉市政の発展のためにも、市長の行政手腕が必要とされるときではありますが、熟慮の上での決断と受け止めております。

新聞報道等では、1月下旬から2月上旬に辞職かとの報道もなされており、熊谷市長が千葉市政に携わる期間はわずかと思われそうですが、残された期間、新年度予算の編成及びコロナ対策に鋭意取り組んでいただくことを願うところであります。

さて、本定例会の冒頭、熊谷市長からは、新年度の厳しい財政見通しを示された上で、予算編成の基本的な考えについて、新型コロナウイルス感染症対策への取組とともに、財政健全化プランと行政改革の取組を着実に推進し、市民生活の向上や本市の発展につながる施策に取り組んでいくとの基本的な考え方が示されたところであります。

そこで、新年度の予算編成について、まず、厳しい経済や雇用情勢を背景に新年度の財政見通しをどのように捉え、予算編成に臨まれているのか、改めて、いま少し詳しく伺いたいと思います。

次に、新年度における新型コロナウイルス感染症対策への取組についてであります。本年度、新型コロナウイルス感染症関連事業について、もう既に7度にわたり一般会計補正予算が生まれ、種々の対策が講じられてまいりました。こうした中、コロナ禍における新しい生活様式は、少しずつではありますが、私たちの暮らしの中にも定着しつつあると感じているところであります。

しかしながら、PCR検査体制の拡充や医療提供体制の整備など、感染防止対策が図られる一方で、予防ワクチンがまだ実用化されていないなど、根本的な解決には至っておらず、冬季を迎えている中、さらなる対策が必要とされております。また、甚大な影響を被る市内中小・小規模事業者に対する支援についても、一層の取組が求められているところであります。

そこで、今年度の補正予算等において実施された様々な感染拡大防止対策や医療・介護事業者等への支援、そして種々の経済対策等の事業をどのように踏まえ、新年度予算において感染症対策にどのような取組を図るのか、その基本的な考えについてお尋ねいたします。

次に、感染症への対応とともに、市民生活の向上や本市発展に向けては、人口減少、少子高齢

化をはじめとする本市が直面する重要な課題に的確に対応し、未来につなげるまちづくりのさらなる推進が必要とされております。

我が会派では、これまで、住み続けたい生き生きとした魅力あふれる千葉市を築くため、様々な具体的な施策の提言を行ってきたところであり、本年10月には、令和3年度予算編成における要望書を、そして、さらに予算編成に関する重点要望を11月18日に熊谷市長へ提出したところであります。

そこで、新年度予算編成において、財政健全化を推進しつつ、本市のさらなる発展に向けて、市長はどのような分野や施策に予算を重点配分されようとしているのか、伺います。

次に、基本姿勢の2点目に、日本社会において大きな課題となっている行政のデジタル化について伺います。

まず、行政手続のオンライン化に関してお尋ねいたします。

総務省は、2021年度予算の概算要求案として、自治体のデジタル化の加速化に向け、情報システムの標準化やセキュリティー対策などの必要経費として、2020年度当初予算の5倍以上となる39億円を計上し、さらにマイナンバーカードの普及促進に1,451億円を充てるとの報道がなされております。

本年、私たち国民は、特別定額給付金をめぐる混乱等により、デジタル化の遅れが露呈したことに、その解消の必要性を痛感したのは記憶に新しいところであり、必要な人に迅速かつ確実に支援を届けるためには、いかに行政手続のオンライン化が有効であるかが明らかになった1年でもありました。

さて、国では、行政のデジタル化の一元化を担うデジタル庁の新設に向けて検討が進められており、私ども公明党は、分散型社会の実例としまして、菅総理に福島県への設置を提案しているところでありますが、2019年5月に可決された行政手続を電子申請に統一するデジタル手続法における取組を着実に進める必要があると考えております。

デジタル手続法では、個々の手続やサービスがオンライン上で完結できるデジタルファースト、一度提出した情報は二度提出することを不要とするワンスオンリー、複数の行政機関をまたがっていても一度の申請で済むコネクテッド・ワンストップ等、行政手続の簡素化を目指し、3つの基本コンセプトに基づいた取組が求められているところでありますが、地方公共団体には努力義務となっているのが現状であります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響で新しい生活様式が示されている中、本市では、インターネットで事前申請した人が優先して案内を受けられるファストレーンの設置や呼び出し中の番号がYouTube上で配信されるなど、窓口での滞在時間の短縮化に向けた取組等、様々な講じておられることに一定の評価をしていますが、コロナ禍による電子申請サービスのさらなる活性化に、市役所や区役所全体の申請、届け出等について、オンライン業務を可能な限り加速していく取組が必要であります。

そこでお伺います。

1つに、「ちばしチェンジ宣言！」に記載している行政手続の原則オンライン化における現在の取組状況について。

2つに、さらなる取組を進める中でのオンライン化の障壁となる課題及び今後の取組について。

3つに、ウイズコロナ時代におけるスマート行政への転換期において、デジタル手続法におけるデジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップの3つのコンセプトについて、本市における行政のデジタル化を推進する上で、どのように捉え、展開を図ろうとするのか。

以上をお聞かせください。

次に、自治体の業務システム標準化についてお伺いします。

国では、各業務システムの標準仕様書を作成し、期間内のシステム移行を自治体に義務づける法案を2021年の通常国会に提出する予定とされていますが、新システムへの移行は、標準仕様を策定済みの住民基本台帳から地方税や年金、保険、児童手当など、主に市区町村が扱う17業務について作業が開始され、2025年度までに自治体の業務システムの標準化を目指すとの方針が示されています。

これにより、これまで各自治体においてばらばらに整備されてきた業務システムは、国が定める標準仕様に沿って統一化されることとなります。

公明党市議団では、本年第3回定例会にて提案しました地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書が採択され、オンラインで実現できる仕組みを構築することや情報システムの標準化、共通化、クラウド化の促進、さらには、システム改修時には地方自治体の負担とならないよう、国へ財政措置を求めたところであります。

そこでお伺いします。

現在、国において進められている自治体の業務システムの標準化について、実現に向かって進んだ場合に考えられる地方行政における利点について、また、地方自治体における財政負担など、種々の課題等が想定されるところではありますが、市長におかれましては、どのように捉えておられるのか。あわせて、国では業務システムの標準化を5年で実現するとしていますが、こうした動きに対して、本市においてはどのように対応しようとしているのか、お尋ねいたします。

一方、このような行政のデジタル化への取組が進められる中において、誰もがICTを活用できる社会の構築に向けた取組が必要と考えております。私ども公明党は、高齢者、障害者、外国人、生活困窮者、中小・小規模事業者が取り残されることのない配慮の必要性を訴え、デジタル化の恩恵を誰もが享受できる社会の構築を国へ求めているところであります。

総務省の調査によりますと、13歳から59歳までは100%近くがインターネットを利用している中において、60代は90%、70代は74%、80歳以上は57%と割合が低くなっていることから、高齢者をはじめ、デジタル機器に不慣れな人に対する手だても忘れてはならないところであります。

さらには、行政だけではなく医療や教育など、あらゆる分野でデジタル化が進むと予想される中、デジタル機器やサービスをうまく活用できないことにより、日常生活で不便を被りかねないデジタルデバイドが経済的な格差につながり、ひいては社会の分断を招くおそれもあり、一人一人が最低限度の情報通信技術を活用できる環境を保障するデジタルミニマムという考え方と具体的な取組が必要と考えるところであります。

そこで、さきの第3回定例会における我が会派のデジタルミニマムへの対応に関する一般質問に対して、今後、通信関係事業者等と協議しつつ、デジタルミニマムの視点に沿った取組について検討していくとの答弁がありました。取組を進めるに当たっての具体的な課題についてどのように捉えておられるのか。また、今後どのように取組を進めていくのか、お聞かせ願います。

次に、3点目に、災害時における要配慮者支援に関して伺います。

防災対策について様々な対策が進められている中、感染症対策を踏まえた分散避難等の取組が大きな課題となっておりますが、一方で、2018年の西日本豪雨災害により亡くなられた方々は、災害時要配慮者が大半を占めていたとも言われているように、災害時に自力では迅速な避難行動を取ることが困難とされる高齢者等の災害時要配慮者に対する避難支援対策も大きな課題と考えております。

そうしたことから、逃げ遅れゼロの実現に向けた平時からの体制づくり、行政と自主防災組織、町内自治会等における地域レベルに応じたきめの細かい対策に力を注ぐべきと考えます。

本市では、災害時要配慮者対策として、災害時に特に支援が必要な方の情報を本人が拒否しない限り地域に提供し、支援体制の構築を推進するため制定された、避難行動要支援者名簿に関する条例に基づき、平成26年10月より避難行動要支援者名簿の提供が開始され、6年が経過したところでありますが、地域に提供可能な名簿掲載者約2万4,000人のうち、本年9月末時点で、実際に地域に提供された名簿掲載者数は約8,000人、提供率は全体の33.7%にとどまっていると伺っております。

そこで、地域に対して名簿の提供率が33.7%にとどまっている要因をどのように捉えているのか、また、今後、地域への名簿提供をどのように進めようとしているのか、伺います。

さて、災害時における要配慮者支援に関しての平時からの取組について、大分県別府市での誰一人取り残さない防災と題した別府モデルが大きな注目を浴びております。その取組は、福祉と防災の縦割りの仕組みを取り払い、災害時の要配慮者対応に平時の福祉サービスを連携させた取組であり、避難行動で配慮が必要な人を地域においてどう守り、支えるのかというインクルーシブ、いわゆる包括的な考えから生まれた要配慮者支援と伺っております。

支援内容は、防災部局と福祉部局及び関連事業者と地域住民組織など、個々の組織に任せるだけの従来からの取組ではなく、横断的なプラットフォームを形成し、福祉専門職が当事者へ寄り添いながら、平時から実践できる避難行動要支援者個別避難計画(災害時ケアプラン)の作成を目指す取組とのことであり、要配慮者と地域住民組織、さらに行政との連携には、コミュニティソーシャルワーカーが橋渡し役として担当するなど、福祉と防災の縦割りを取り払った取組が特徴と伺いました。

避難行動要支援者個別避難計画の作成に当たっては、福祉専門職であるケアマネジャーや相談支援専門員等が要配慮者や家族、さらに地元組織と合同でケア会議等を行い、意見や情報、さらには災害のリスクなどを正しく理解しながら、避難行動要支援者個別避難計画を作成しております。

別府市での取組をモデルとして、2018年からは兵庫県で防災と福祉の連携モデル事業がスタートしており、昨年度より兵庫県内の36市町でのモデル事業が検証され、今年度より全市町を対象に展開されていると伺っており、滋賀県や静岡県でも同様のモデル事業がスタートしたとお聞きしました。

地域コミュニティの規模に違いがあり、本市において別府市と同様の取組は、直ちには困難かとも考えられますが、別府モデルのような誰一人取り残さない防災の推進こそが要配慮者支援における重要な取組と考えているところであります。

そこでお伺いします。

本市においては、避難行動要支援者名簿の提供を行った後、地域におけるどのような支援体制の構築を想定しているのかお尋ねするとともに、個別支援計画策定に向けては、どのような取組、仕組みづくりを考えているのか、別府モデルを参考にした災害時要配慮者支援の取組を進めるべきと考えますが、市長の見解を伺います。

次に4点目として、多様な学びの場の確保についてお伺いします。

初めに、ICTを活用した不登校の児童生徒への支援についてお尋ねします。

文部科学省は、本年9月8日に、いじめや不登校などの生徒指導上の課題の深刻化を踏まえ、子供たちが安心して楽しく通える魅力ある学校をつくっていくため、新たな取組としてSNS等を活用した相談体制の全国的な普及促進、不登校児童生徒へのオンライン授業の配信など、今後の方向性を示しました。

ウイズコロナ時代を迎え、学校休業や緊急事態宣言における外出自粛等での自宅と学校を結んだオンライン学習によるハイブリッドな組み合わせは、効果的な新たな学び方として社会からも実証されたと認識しています。

本市では、コロナ禍における休校期間中の学習支援として、千葉テレビで放送した授業動画、おうちで受けよう学校の授業やYouTubeを活用した学習動画コンテンツが配信されました。このような自宅におけるICTを活用した取組は、不登校の子供たちへの学習を保障する観点からも非常に重要であり、全国的にも取組が進められています。

寝屋川市教育委員会では、新型コロナウイルスへの感染不安で登校を控える児童生徒に対し、授業のライブ配信等を行ってきましたが、通常授業が再開されてからも、感染不安で自宅学習を選択した児童生徒に向けたオンライン授業を実施する際、不登校、長期入院等の児童生徒も配信対象として、今年度2学期から導入したと伺いました。

このような授業のライブ配信をきっかけに、子供たちへ平等に教育の機会を提供する支援は、神戸市でも今年度3学期より開始できるよう準備が進められていると伺っております。さらに、昨年10月文部科学省から不登校児童生徒への支援の在り方についての通知により、一定の基準を満たした自宅でのオンライン学習を行った場合、在籍校の校長の判断により、指導要録上出席扱いとすることができるようになったと伺っております。

不登校児童生徒が学校復帰をしなくても、自宅において学びの機会が得られるようになった意義は大きく、先ほど紹介しました寝屋川市や神戸市も、この文部科学省からの通知に基づいた先進的な不登校支援であり、また、既に取組を進めている自治体もあることに鑑み、本市でのICTを活用したオンライン学習は、不登校の子供たちへの学習を保障する観点からも非常に重要と考えます。

そこで、本市における不登校児童生徒への在宅での学習支援等についての見解と取組についてお伺いします。

次に、夜間中学の設置に向けた取組についてお伺いします。

近年、夜間中学は、戦後の義務教育未修了者が減少する一方、不登校や何らかの事情により実質的に十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方や外国籍の方が多く在籍するなど、従来のスタイルから大きく変化した新たな役割を担う学校として位置づけられるようになってきて

おります。

私ども公明党は、今日まで夜間中学の開設と支援拡充を一貫して国へ求め推進してきました。中でも、2014年7月に富田茂之衆議院議員の強い主張で、政府の教育再生実行委員会議の提言に夜間中学の設置促進を明記、また、同年10月には、我が党の国会質問において夜間中学の全都道府県への設置を求め、さらに昨年11月29日の閣議決定により、子供の貧困対策に関する大綱において、全ての政令市への夜間中学の設置促進が示されたところであります。

昨年4月、出入国管理法の改正により、外国人労働者の受入れ拡大を進める国の新たな制度が始まり、その総合的対応策の中に日本語教育などの充実が盛り込まれ、夜間中学の設置促進が明記されました。

現在、日本に在留する外国人は、昨年末で約293万人と言われていますが、外国人の小中学生は、日本における義務教育の対象になっていないことから、学校に通っていない学齢期の子供たちは相当数いると考えられており、本市でも同様のことがうかがえるのではないのでしょうか。

平成27年第4回定例会での夜間中学の必要性を取り上げた我が会派の一般質問において、当時、夜間学級について、日本語の習得のため通級したい、不登校のため夜間のみ通級したい、卒業しているが再度義務教育を学びたいなど、多様なニーズがあることが明らかになりましたが、本来の設置目的である学齢生徒年齢を超えた中学校を卒業していない者がもう一度学び直したいと希望した場合の教育機会の場と相違しているとの見解がありました。

教育機会確保法の整備以降、外国人が日本語を学びやすくする環境づくりとして、夜間中学に法的な裏づけがついた意義は大きいと感じているところであります。

埼玉県川口市は、昨年4月に、県内では初の夜間中学となる川口市立芝西中学校陽春分校を旧市立高校の跡地に開校しました。川口市は人口約60万人で、3万人を超える外国人が在住していることに加え、市内の未就学者が229人いた状況を踏まえ、開校に至ったとお聞きしています。国内外を問わず、様々な事情でそれまで中学校に通うことができなかつた人が昼間の中学校と同様の教科を学ぶことができる待望の場として、同校の取組は県内外からも注目されていると伺っております。

さらに、このほど文部科学省が示した夜間中学の入学対象者の受入れについて、不登校となっている学齢生徒本人の希望を尊重した上での受入れも可能となったことにより、多様な学びの受皿がさらに広がったことに期待しているところでもあります。

一方、本年9月、本市が実施した公立夜間中学について、声をお聞かせくださいと題したニーズ調査アンケートでは、回答者数484人のうち、夜間中学が千葉市にあつたらよいと回答した人は478人、98.8%、また、自分が通いたい、家族や知人を通わせたいといった入学対象者を示唆する回答が122人と伺っております。

今回の調査におけるニーズを基に、不登校など様々な事情で実質的に十分な教育を受けることができなかつた人の学び直し、外国籍の人については国際人権規約などを踏まえた日本国籍の者と同様に教育機会が確保されることを期待するところであります。多様な学びの場の確保として公設夜間中学の設置は、本市にとりまして非常に重要な課題であると考えます。

そこで、公立夜間中学設置に向けた本市の考え方及び今後の方向性についてお聞かせください。次に、市民行政のうち、地域運営委員会について伺います。

少子・超高齢化の進展や災害の発生などを背景に、支え合う地域社会、良好な共助社会の構築、強化が求められておりますが、一方で、地域の各種団体においては、担い手の不足等により組織力が低下し、問題解決力の地域間の格差も生じております。

そうした地域における状況を踏まえ、地域の課題解決に取り組む共助の仕組みづくりを目的として、将来にわたり助け合い、支え合いによる地域運営を行うことが可能となるよう、地域の様々な団体の連携、協働の基盤として地域運営委員会の設立が進められていると認識しております。

しかしながら、取組から7年目を迎えますが、当初想定していたスピード感でその設置が進んでいないほか、現場からはいま一つ制度になじめないといった声も伺っております。その背景には様々な課題が考えられますが、我が会派は、制度の定着と着実な推進が今後の本市の施策展開や地域住民の活動の在り方にも大きな影響を与えることから、名目倒れとならないよう、実効性の高い仕組みづくりとともに、不断の見直しを求めてきたところであります。

そこで、現在の地域運営委員会の設立状況を踏まえた制度の課題をどのように捉えているのか。あわせて、当局の今後の取組についてお答えください。

次に、自転車保険の加入義務について伺います。

自転車は、子供から高齢者まで幅広い世代にとって手軽に利用できる乗り物である一方、運転中の事故により、誰もが加害者になる危険性を有しています。また、このコロナ禍では、電車やバスの密を避けるため自転車通勤が増加していますが、会社が認めない場合、事故に遭っても労災保険が支給されない可能性があるなど、自転車通勤のリスクやあるいは自転車のあおり運転など、利用者の交通マナーの低下が指摘されています。

そのような中、我が会派の提案を受け、千葉市では、来年4月から条例の一部改正により、自転車利用者に損害賠償保険等の加入を県内初で義務づけることとなっています。罰則規定はありませんが、自転車の安心・安全の利活用のためには、自転車保険加入を積極的に促進しなければならないと考えます。

自転車保険の加入促進については、これまで市政だよりやホームページなどで広報をはじめ、町内自治会にチラシを回覧すると承知していますが、例えば、協定を締結している保険会社等がマンション自治会等の自転車の登録及び更新の際に出向き、自転車保険の加入を促進するなど、積極的な取組が必要と考えます。

そこで、市民や事業者が加入しやすい自転車保険等への加入促進について、当局の見解をお聞かせください。あわせて、ヘルメットの着用、自転車あおり運転の厳罰化等について本市の取組をお聞かせください。

次に、保健福祉行政について。

これから冬を迎えるに当たり、新型コロナウイルス感染症の検査体制の充実と季節性インフルエンザとの同時流行に備え、様々な対策が必要となると考えます。

殊に、これまでのコロナ禍での保健所の運営体制は、市民からの相談対応やPCR検査の検体採取、搬送業務、さらには個々の患者発生の際の感染源の推定やクラスターの発生の有無の調査、それらの事務処理など、非常に多岐にわたっており、多くの専門職員が区役所等から動員されていると伺っております。

4月からは、執務室も広い面積の総合保健医療センターの5階大会議室に移設しているとのこと

であり、加えて、年単位での長期戦が考えられているコロナ関連の保健所の体制の整備については、それらを担う職員の健康面や精神面にも配慮した配置体制を含め、しっかりとした取組が必要と考えます。

そこで、これまでの保健所における体制についての課題及びこれからの取組について、さらには専門職員の早急な採用等、これまでの課題を踏まえた取組も直ちに必要と考えます。千葉市の見解をお聞かせください。

次に、保健福祉行政のうち、新生児聴覚検査について伺います。

新生児の1,000人に1人から2人の割合で、先天性の難聴があると言われており、これまでも会派の一般質問で、全ての新生児を対象とした新生児聴覚検査を実施すべきと要望してきたところでもあります。

昨年の第3回定例会での会派の一般質問での要望に対し、千葉市において新生児の聴覚検査の公費助成実施に向けて準備を進めるとの答弁がありました。

そこで、この間の公費負担制度に向けた取組について、その後の進捗状況についてお答えください。

また、これまでも指摘してきた内容ではありますが、千葉市内全ての出産施設で聴覚検査の機器がそろっているとは限りません。出産する場合の選定に聴覚検査機器の有無が影響しない取組が必要と考えます。

産科医療機関に対する聴覚検査機器購入の助成制度や出産施設に対する何らかのフォローアップが必要と考えますが、当局の見解と取組についてお聞かせください。

次に、保健福祉行政のうち、療育センターについて伺います。

療育センターでは、一般に障害のある子供に対して、それぞれに合った治療、教育を行う場所であることは承知しております。一口に療育といっても、一人一人に合う治療法や保育、教育の方法があり、療育センターという施設がどのような支援を行っていて、どのような機能を有しているのかなど、その名称だけでは判断できないとの声が寄せられております。

このような現状を踏まえ、本市の療育相談事業のさらなる発展を図る上でも、利用者に分かりやすい福祉と医療を提供する施設であることを明らかにする名称を検討する時期に来ていると考えますが、見解をお聞かせください。

また、本市の療育センター内に設けられている療育相談所では、平成28年度時点で予約から初診まで3か月要していたものが、業務の見直し等で何とか2か月まで短縮されたものの、不安を抱く保護者にとっては、さらなる時間短縮が求められております。

こうした課題の解決には、医師の確保と併せて、外来の受入れ施設を増やすことや既に希望する保護者への週1回の行動評価とアドバイスなどを実施している桜木園に、言語聴覚士か作業療法士等を配置することで、発達障害のリハビリテーション機能を有することになり、市域内の療育体制の強化につながると考えますが、見解をお示しください。

次に、こども未来行政のうち、保育園等の延長保育について伺います。

令和元年第3回定例議会の会派の一般質問で、土曜日の延長保育の実施、さらには延長保育の月単位をみの料金体系を見直しすべきと、質問、要望したところでもあります。所管の取組によって、土曜日の延長保育については、各区1園のみのスタートとなりましたが、昨年度より予算化さ

れ、10月から事業が開始されたことについて評価するところであります。利用者の声を受け止めて、さらなる取組を期待するところであります。

一方、延長保育の料金体制の見直しについては、現在も特段の改善が見られておりません。私どものところには、近隣市の状況などを踏まえて延長保育の月単位のみの料金体系を改善してほしいとの声が届いています。

そこで、利用者の声を踏まえた子育て支援の充実を願い、伺います。

1つに、土曜日の延長保育の実施状況とこれからの取組について。

2つに、延長保育の料金体制の見直しの検討状況について。

以上2点について、所管の取組をお聞かせください。

次に、保育所のトイレ設備について伺います。

本市では、各所管が運用する公共施設の長寿命化計画を策定しており、今年度は、保育所や子どもルームなど、児童福祉・子育て支援施設計画が策定されると伺っております。

これまで、平成24年7月に策定された公立保育所の施設改善に関する基本方針により、木造を中心とした建て替え等を実施してきたと聞いております。本市の保育所は、今から半世紀近く前に整備された鉄筋コンクリート造の建物が多く、施設の老朽化対策を求める声が寄せられております。

特に衛生面では、トイレや沐浴室のドライ化、便座の洋式化などが求められていることや現在もトイレの水が流せない、水が来ているが洗浄ができない、水回り付近の床が盛り上がっているなどの訴えのほか、職員が毎朝トイレマットを拭き取りドライ化に努めているなどの現状を確認しております。コロナ禍での職員への負担軽減の観点からも、早急な取組が求められると考えます。

そこで、現在策定中の計画の維持保全項目にトイレの維持保全計画を位置づけ、トイレのドライ化や洋式化に早急に取り組むべきと考えます。当局の見解をお伺いします。

次に、環境行政について、再生資源物堆積場規制条例の制定に関して伺います。

金属スクラップヤードにおける諸問題につきましては、本市ではその対策として、令和元年10月に環境局、都市局、消防局の3局合同での立入調査や事業者指導を開始し、本年11月までに62件実施していると伺っていますが、違法行為などが解消されるまでの効果的な指導にまで至っておりません。

金属スクラップは、有価物として取引されているため、廃棄物処理法による届出や規制の対象となるテレビ等の32品目の有害使用済み機器の保管や処分を除き、直接規制する法令がなく、指導するにも困難な場合があり、その状況下で各局が個別の指導対応を行ってきたことにつきましては、一定の理解はしております。しかしながら、令和元年第4回定例会において、金属スクラップヤードの適正管理に関する市民からの請願が採択送付と議決されたことにより、実効性のある規制が求められたところであります。

本年第3回定例会における代表質疑において、条例案の策定について方向性が示されたところでありますが、金属スクラップを含む再生資源物堆積場を規制する実効性のある条例が早急に必要であるものと認識しております。

そこで、現在検討されている条例案における実効性のある規制内容と、制定に向けた今後のスケジュールについてお尋ねいたします。

次に、経済農政について、千葉市農林業成長アクションプランについて伺います。

本市は、農業基本計画策定から9年が経過し、昨今の企業参入の加速化や各種制度の改正、さらにはスマート農業技術の進展等、現計画を策定していた当時には想定していなかった新たな環境変化への対応が求められました。

そこで、会派として、現在の本市農業の課題に即した新たな振興施策の在り方を早急に検討すべきと求め、法人参入の増加や、首都圏や地元千葉市といった大消費地との近接など、農業をより多くの雇用や付加価値を生み出す成長産業として大きなポテンシャルを生かすため、アクションプランが今年度中に策定されると伺っております。

そのアクションプランには、農業の成長産業化に向けた取組、個別農家の持続性確保と経営力強化、さらには農業、農村と森林の持つ多面的機能の活用による魅力と交流の創出という3つの戦略を立て、推進されていることと承知しております。

そこで、千葉市農林業成長アクションプランの具体的な取組について伺います。

1つに、策定の趣旨について。

2つに、農業への企業参入の課題と対策について。

3つに、市内産品の高付加価値化と販売、PR力の強化について。

4つに、農業者のニーズに合わせた個別支援の充実に向けた取組について。

5つに、グリーンエリアにおける農業と触れ合う場や機会の提供について。

以上をお答えください。

次に、都市行政について、空き家対策に関して伺います。

公明党市議団としては、空き家の発生予防や利活用の促進など、空き家の対策の強化をいち早く求めてきたところでありますが、国において平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行される中、本市では、平成29年6月より空き家等の実態調査が開始され、千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する条例を29年8月に施行、そして、空家等対策計画を平成30年7月に策定し、取組を進めてきております。

しかしながら、地域においては空き家の著しい増加は見られないものの、依然として地域の住民から各区のくらし安心室に寄せられる空き家に関する苦情は減少しておらず、私たち議員の元にも対策の強化を求める声が寄せられております。また、空き家の利活用についても種々の取組事業が計画されておりましたが、その進展の様子は見受けられないように感じております。

そこで、空家等対策計画の策定後2年と少しの期間が過ぎようとしておりますが、その間における取組と評価について伺います。また、今後のさらなる対策の強化を求めるところではありますが、どのように取組の強化を図っていくのか、お尋ねいたします。

次に、建設行政について、道路のり面、擁壁管理に関して伺います。

本市では、管理道路の区域内にのり面、擁壁が968か所ありますが、昨年台風時に盛土のり面が崩壊し、市民の方の家屋に大きな被害が発生したことから、その管理の在り方に注目が集まっています。

もとより、道路の老朽化対策としては、国全体で取り組んできた課題であり、平成24年に発生した笹子トンネル天井板落下事故を教訓に、道路法施行規則が改正されたことなどにより、道路の主要構造物である橋梁やトンネル等に対して5年に1回の点検を行うこととし、地方公共団体の多

くが行っていた遠望目視ではなく、近接目視による点検が求められ、事後保全型だけでなく、予防保全の観点も盛り込まれました。

本市においても、平成 30 年に千葉市道路のり面・擁壁維持管理計画を策定し、点検を行い、点検結果も蓄積されてきたものと承知しております。

そこでお伺いします。

まず、1つに、本市におけるのり面、擁壁の現状と課題認識について。

2つに、主要構造物に実施している予防保全型の維持管理方法をのり面、擁壁にも取り入れるべきと考えますが、本市の今後の取組についてお答えください。

次に、雨天時浸入水対策について伺います。

本市では、古くから合流式下水道を整備しているJR千葉駅周辺を除いて、汚水と雨水を別の系統で排水する分流式下水道を採用しておりますが、管渠の老朽化や大雨など降雨の増加により、汚水管へ雨水が流れ込み、マンホールからの溢水やトイレの水が流れにくくなるなどの現象が起きております。これは雨天時浸入水に起因する事象であり、全国的な課題となっております。

国においては、雨天時浸入水対策ガイドライン策定検討委員会を設置し、昨年からの議論が積み重ねられているようですが、本市においても、この浸入水への対策については、若葉区みつわ台での冠水案件に対する一般質問をはじめ、公明党市議団として対策の要望を重ねてきたところであり、市内の各地域にある汚水中継ポンプ場や南部浄化センターの能力を超える流入は、下水道経営に多大なる悪影響を及ぼすことから、早急に対策を講じる必要があると考えます。

そこでお伺いします。

まず1つに、本市における雨天時浸入水対策の現状について。

2つに、本市の今後の取組についてお答えください。

次に、消防行政について、東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催時の救急体制に関してお尋ねいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い1年延期された同大会、先日はIOCのバッハ会長も来日され、総理との会談など、大会実施に向けた協議が行われたところであります。

顧客の動員をはじめ、大会の運営形態については、いまだ詳細が明らかにならない中ではあるものの、7種目の競技会場都市でもある本市としては、基本となる感染症対策における救急体制はもとより、諸外国からの多くの来訪者を想定し、様々な感染症の持込みや事故、傷病者の増加、言葉の問題など、大会開催期間中における救急体制について万全を期していくことが求められております。

そこで伺いますが、1つに、救急活動における新型コロナウイルス感染症対策について、その考え方、現在の取組状況をお聞かせください。

2つに、大会開催期間中は、平時と比較し、他方面からの訪日客でにぎわうことが予測されるだけに、多言語への対応など、救急搬送時のみならず病院での受入れ体制に至るまで、円滑に行えるか気がかりであります。

外国人に対する救急体制について、現状を伺うとともに、今後どのように取り組まれるのか、お聞かせください。

次に、教育行政について、初めに、学校施設の環境整備に関して伺います。

学校施設は、児童生徒の学習及び生活の場であるとともに、地域住民にとっては、災害時には避難所となる施設であり、児童生徒や地域住民が安心・安全に過ごし、利用できる施設であるための環境整備が大変重要と考えております。

特に、トイレの環境整備については、私たち公明党市議団が平成11年に市内の全小中学校を対象にトイレの調査を行い、学校トイレの暗い、汚い、臭いといった状況を改善すべく、教育長に申入れを行い、平成13年度より、1系統目の改修工事が開始され、以降、取組が進められてまいりました。しかしながら、改修ははまだ完了しておらず、早急に取組を進めるべきと考えます。

また、夏季における猛暑が続く中、学校施設へのエアコン整備は、今年5月に普通教室への整備が完了し、特別教室については来年度に整備が完了すると伺っております。

災害時における感染症の拡大防止の観点から、分散避難が求められておりますが、大規模災害においては、体育館の活用も必要と考えられ、また、児童生徒の夏季における体育の授業や部活動での体育館の活用を踏まえると、体育館へのエアコン整備も進めるべきと考えるところであります。

そこで、1つに、学校トイレの改修及び洋式化のこれまでの取組と進捗状況、全校のトイレ改修完了までのスケジュールについてお答えください。

2つに、体育館へのエアコン整備について。以上2点伺います。

最後に、生涯学習とICT化についてお尋ねいたします。

コロナ禍の社会変容の一つとして、デジタル化、オンライン化の普及は象徴的なものと言えます。企業活動を中心にオンライン化が進む中、市民の生活においてもICTの活用は日常生活において浸透しつつあり、こうした市民の日常の変容に応じていく取組が求められております。一方で、社会人の学び直し、リカレント教育に対するニーズの高まりなど、テレワークにより空き時間が増したことを背景に学びの場を求める機運は上昇傾向にあると言えます。

さて、本市には、生涯学習及び交流の場の中核施設でもある生涯学習センターのほか、地域住民の生涯学習の場である47の公民館があり、多くの市民に利用されております。全国で見られるオンライン公民館などの取組も参考に、ICTを活用した生涯学習の一層の推進を求めるところであります。

そこで伺いますが、1つに、生涯学習施設を活用したシニア向けのICT活用講座の現状と拡充に向けた今後の取組について、2つに、オンライン講座の配信やオンライン会議アプリの活用など、生涯学習におけるオンライン化の状況と市民の反響、今後の取組についてお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終了します。御清聴、大変にありがとうございました。(拍手)

○市長(熊谷俊人君) ただいま、公明党千葉市議会議員団を代表されまして、青山雅紀議員より市政各般にわたる御質問を頂きましたので、順次、お答えをいたします。

初めに、新年度予算編成についてお答えをいたします。

まず、新年度の財政見通しについてですが、歳入では、自主財源の根幹を成す市税が新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から、給与所得等の減少に伴う個人市民税の減少や企業収益の減少に伴う法人市民税の減少などから、90億円程度の減収となる見込みであります。

一方、歳出では、新型コロナウイルス感染症への対応をするための新たな財政需要とともに、少

子・超高齢化や保育、子育て環境の向上に伴う社会保障関係経費の増加が見込まれていることなどから、現段階で約 160 億円の収支不足が発生する見通しとなっており、大変厳しい収支状況であると認識をしております。

こうした中、新年度予算では、新市長の政策を実現できる余地を残しつつ、コロナ禍を踏まえ、継続して取り組むべき内容を盛り込む準骨格予算を組んでまいりますが、編成過程において、あらゆる歳入の確保や事務事業の見直しについて不断の検討を行い、改善策については、的確に予算に反映させるとともに、事業の徹底した選択と集中を進めるなど、収支不足の解消を図ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策への取組についてですが、これまでの感染症対策への取組により、感染者数の拡大や市民生活への影響を最小限に抑えてきたものと認識をしておりますが、社会経済活動が徐々に回復するにつれ、全国的に感染者数が増加傾向にある中、本市においても感染拡大を最大限に警戒すべき状況にあり、引き続き、感染拡大防止対策や社会経済活動の回復が喫緊の課題であるものと認識をしております。

このため、新年度においても、市民生活や地域経済、地域の医療提供体制への影響を引き続き注視しつつ、国や県、医療機関、関係機関等と緊密に連携し、新型コロナウイルス感染症による危機を確実に乗り越えるため、保健所の体制確保をはじめとした感染拡大防止や市民、事業者の皆様への負担軽減や雇用・経済対策などの支援に取り組んでまいります。

また、行政手続のデジタル化の推進など、感染拡大により明らかとなった課題に対しては、国の動向に係る情報収集に努めるとともに、必要な施策については、迅速かつ積極的に事業を実施するべく、予算への反映を検討してまいります。

次に、新年度予算編成において重点化する施策についてですが、本市が自立し持続可能な財政運営を進めつつ、さらなる発展を遂げていくためには、財政健全化の取組を着実に推進するとともに、限られた財源を生産年齢人口の維持、増加のための施策などの課題解決に向けた取組に効率的に配分していくことが重要と認識をしております。

このため、令和3年度予算では、準骨格予算を編成する中で、従来から重点的に取り組んでいる分野である保育所及び子どもルームの待機児童対策をはじめとした子育て、教育の推進や、市内中小企業への支援といった地域経済の活性化のほか、市民の命と財産を守る災害に強いまちづくり、さらには、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた取組などを引き続き積極的に推進し、市民生活の向上を図るとともに、市政運営の継続性を確保してまいります。

次に、行政のデジタル化についてお答えをいたします。

まず、行政手続の原則オンライン化における現在の取組状況についてですが、「ちばしチェンジ宣言！」で発出した令和3年4月からの行政手続の原則オンライン化に向けて、県内自治体と共同利用している電子申請システムの更新に合わせ、従前までは課題であった本人確認や手数料等の支払いを伴う手続についても、オンライン化が可能となる環境の整備を進めております。また、これらの環境整備と並行して、庁内手続の洗い出しを行い、対象手続の特定に向けた精査を実施しております。

次に、オンライン化の障壁となる課題及び今後の取組についてですが、オンライン化の障壁と考えられる主な事項としては、国の法令等により課されている書面、対面義務や住所異動の際のマ

イナンバーカードへの書き込みなど、現物を用いた対応が必要な場合が考えられます。これらにつきましては、本市の裁量で不要とすることが困難であるため、国等への働きかけを行うとともに、動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、デジタル手続法におけるデジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップの3つのコンセプトの本市における展開についてですが、同法の基本3原則に沿って、国において行政のデジタル化を強力に推進しているものと承知をしており、いずれの考え方も、本市の取組と方向性は合致しているものと捉えております。

本市においても、行政手続の原則オンライン化を進めているほか、市民総合窓口において、一度記載していただいた氏名等の情報を再度記載することなく他の手続が可能となる申請書代行作成を実施していることなど、3原則の方向性に合ったサービスに取り組んでおります。

今後も、国の動向を注視しつつ、さらなる市民の利便性向上につながるよう取り組んでまいります。

次に、自治体の業務システム標準化の利点と課題についてですが、まず、利点としましては、標準仕様に準拠した業務システムが全国の自治体に提供されることで、各自治体の個別開発よりもコストが低減されることやシステムの導入及び制度改正などに伴う改修に係る職員の負担軽減など、業務の効率化が期待されることと考えております。

また、課題としては、国が定める業務システムの標準仕様について、政令指定都市の規模への対応も求められることや各種申請書などの様式の標準化が必須であること、また、システム移行には多額の費用負担が生じることなどから、国が主体性を発揮し、具体的な検討を早急を実施することが重要であると考えております。

次に、業務システム標準化への本市の対応についてですが、システム移行には、標準準拠システムの開発だけでなく、他システムとの連携を含めたシステム開発が必要となるため相応の期間を要することや、本市の現行システムの中には契約期間が2025年度以降までのものがあること、また、標準準拠システムに応じた業務プロセスの見直しが各所管において必要となること、さらに全国一斉のシステム移行に伴い調達が困難となることなどが想定され、多くの課題があると考えております。

このため、本市では、指定都市市長会を通じて標準準拠システムへの移行期限について柔軟な対応を検討することなど、各自治体の実情を踏まえた検討を行うよう国に提言を行ったところであり、引き続き国の動向を注視してまいります。

次に、デジタルミニマムの取組を進めるに当たっての課題についてですが、Society5.0時代にふさわしいデジタル化の方向性として、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できる強靱なデジタル社会の実現を目指すこととされており、年齢や障害の有無にかかわらず、あらゆる方が不安なくデジタル化の恩恵を享受することが求められております。

これを実現するため、行政手続のオンライン化において利用しやすいシステムを導入するとともに、デジタルサービスが便利でメリットがあることを市民の皆様にご理解をいただき、積極的に利用していただけるよう、IT関連サービスや機器等を使いこなすことのできるITリテラシーを学ぶ機会を拡充していくことが必要と考えております。また、デジタルサービスを安心して御利用いただくため、サービスの利活用を支援する人材の育成などを併せて進めていく必要があると考えており

ます。

次に、デジタルミニマムの今後の取組の進め方についてですが、誰もがICTを活用し、デジタル化の恩恵を享受できるとともに、活力ある社会づくりにつながるよう、デジタルインクルーシブな環境をつくり出すことを目指していきたいと考えております。

具体的には、ユニバーサルデザインを取り入れたユーザーインターフェースの導入など、市民の使いやすさ及び分かりやすさを重視して行政のデジタル化に関する検討を進めるとともに、一気通貫のオンライン医療を目指し、オンライン服薬指導のさらなる利便性向上に取り組むなど、より多くの市民がデジタルサービスを活用できるよう、利用者のニーズを踏まえた環境整備を推進してまいります。

また、市民の皆様がデジタルサービスの利用方法について相談できる人材の発掘及び育成、地域でICTを学び合う仕組みの構築など、デジタルサービスの活用を推進する施策について、携帯電話事業者等と協議しつつ、検討してまいります。

次に、災害時における要配慮者支援についてお答えをします。

まず、名簿提供率が33.7%にとどまっている要因と今後の名簿提供の進め方についてですが、これまで、本市では、令和2年度末までに提供率を48%にすることを当面の目標として、町内自治会、自主防災組織、マンション管理組合へ周知文書を発送してきたほか、地域ごとの町内自治会長の集会や地域での防災に関する説明会、出前講座などでも周知を図ってまいりました。

現状の提供率33.7%につきましては、残念な数字であり、提供率向上に向けた策を講じなければならないと感じている一方で、名簿提供が目的ではなく、その先の要支援者支援につなげ、実効性のある支援体制をそれぞれの地域で構築することが必要であると考えております。

名簿提供率の低迷につきましては、名簿を受け取る側が個人情報を取り扱うことに不安を感じていることや、地域による避難行動要支援者の支援体制構築の方法が分かりづらいことなどが要因と考えております。このことから、今後は、地域での要配慮者支援の重要性を丁寧に説明しながら、支援への不安を解消するため、個人情報の取扱いや支援体制の構築方法などの手順を動画にするなど、分かりやすく周知する手段について検討を進めてまいります。

次に、名簿提供後の支援体制の構築及び個別支援計画策定に向けた取組についてですが、本市から名簿の提供を受けた町内自治会等の支援者が名簿を基に平常時から避難行動要支援者と話し合い、事前に支援方法や避難行動要支援者の連絡先、親族等の緊急時連絡先、避難時に配慮しなければならない事項などを確認しながら、要配慮者ごとの支援体制を構築していくことを目指しております。

しかし、現状では、避難行動要支援者名簿の提供が進んでいないことや支援者の不足、支援者と要配慮者の平常時からのつながりが希薄であることなどから、個別支援計画の作成に至っているケースは一部に限られております。

一方、別府モデルでは、平常時から要配慮者と関わりのある福祉専門職が地域と一体となって個別支援計画の策定に取り組んでおり、本市にとっても、要配慮者対策を進める上で参考となるものであります。

今後は、地域に名簿を提供する防災部門と福祉専門職を所管する福祉部門がより一層連携し、災害時の支援の実効性が確保されるよう、様々な支援者が連携、協力した要配慮者を支える仕

組みづくりを検討してまいります。

次に、千葉市農林業成長アクションプランについてお答えをいたします。

まず、策定の趣旨についてですが、本市の農林業を取り巻く環境は、我が国の人口減少と少子・高齢化、情報化やグローバル化の進展、消費者の安全・安心志向の高まり、新型コロナウイルスによるライフスタイルの変化による市民の皆様の市内農業への関心の高まりなど、大きく変動しております。

このような環境変化に対応し、本市農林業が有する課題を踏まえつつ、成長産業としてさらに発展させるための新たな計画として、本アクションプランを策定いたしました。

次に、農業への企業参入の課題と対策についてですが、1点目の課題は、企業へ農地を提供することに対する地権者の抵抗感です。

企業の農業参入では、立地条件など、法人のニーズに適した農地が必要ですが、地権者は相手先企業の情報が入手しにくいことや、個人で組織体である企業と賃貸借契約を締結することに不安を感じるなどの要因で、企業への農地の提供が進まないことがあります。

そのため、本市としては、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、相手先企業の正確な情報や契約した際のメリット、農地銀行補助制度などの参入促進のための施策の説明を行ってまいります。また、契約手続の情報を分かりやすく提供し、企業と地権者との話し合いに積極的に関わり支援を行うことで、地権者の不安を解消し、農地の提供を促進してまいります。

2点目の課題は、企業参入後、災害の影響などによる撤退等のリスクがあることです。

対策としては、日頃から企業の事業報告書や地元情報などを注視し、早い段階から経営安定化に向けた助言を行うことでリスクを軽減してまいります。また、仮に企業が撤退した場合は、その理由を検証するとともに、その後の農地については、参入意向のある他の法人などに正確な情報を提供し、新たな借り手を探すなど、農地の有効活用を進めてまいります。

次に、市内産品の高付加価値化と販売、PR力の強化についてですが、市内産品の付加価値を高め、市内農業や食品関連産業の競争力強化を図るため、千葉市食のブランド戦略を策定いたしました。この戦略に基づき、本年9月には、千葉市食のブランド「千」の認定制度を創設したところです。

本制度の初年度としては、年末に、10件程度を目標に初めての認定品を発表する予定であり、今後、市民の皆様にとって誇れるブランドへと育み、選ばれた地域の産品としての高付加価値化につなげてまいります。さらに、「千」に認定された商品やサービスを積極的にPRし、販路や需要の拡大を支援してしくほか、地産地消の取組である、千葉市つくたべの推進との相乗効果を期待し、本市全体としての魅力ある千葉市の食ブランドとして発信をしてまいります。

次に、農業者のニーズに合わせた個別支援の充実に向けた取組についてですが、現場の拠点である農政センターでは、個別農家からの栽培等に関する御相談に対応するほか、イチゴ、ワケネギなどの優良種苗の供給や土壌や養液の分析、診断を行っております。今後は、これまで以上にきめ細かな支援を行うために、特に新規就農者に向けて農業技師や専門の技術員による訪問指導を強化してまいります。

また、昨年、既存農家が抱える課題やニーズを把握するため、アンケート調査を行ったところ、環境保全型農業を推進するための緑肥種子の配布支援、農畜産物に新たな価値を付加するための

支援、農業機械のメンテナンスに関するサポートなどの多様な御要望がありました。こうした御要望に適切に対応していくため、農政部内にプロジェクトチームを立ち上げ、緑肥作物の種子購入費用の補助、6次産業化に向けた加工施設や機械等の設備購入費の補助、新規就農希望者研修での農業機械メンテナンス講習会の開催などを実施することとしており、より一層、個別農業者のニーズに合わせた支援策の充実に取り組んでまいります。

最後に、グリーンエリアにおける農業と触れ合う場や機会の提供についてですが、本年10月31日に、若葉区にある乳牛育成牧場跡地において整備を進めていた観光牧場が民間事業者によって、千葉ウシノヒロバとして、プレオープンいたしました。

このウシノヒロバは、バーベキューやキャンプが楽しめる観光施設であるとともに、市民の皆様が農業と触れ合う場として地域の農家と連携した収穫体験なども提供する本市グリーンエリアの重要拠点になるものであり、隣接する富田さとにわ耕園など、いずみグリーンビレッジ3拠点を含め、これまで以上に地域の魅力を発信してまいります。

加えて、農政センターにおいても、市民の皆様が開かれた拠点としての機能強化を図り、都市と農村の交流促進をさらに進めてまいります。

以上で答弁を終わります。私の答弁以外につきましては、両副市長並びに教育長から答弁をいたします。

○副市長(鈴木達也君) 市長答弁以外の所管についてお答えします。

はじめに、再生資源物堆積場規制条例の制定についてお答えします。

まず、条例案における実効性のある規制の内容についてですが、金属スクラップヤードにおいては、作業に伴う騒音、振動や粉じん、場内からの汚水など、周辺的生活環境に様々な影響を及ぼす事例が生じており、火災については、平成30年度以降8件発生をしております。

このようなことから、条例案においては、市民生活の安全の確保と生活環境の保全を効果的に図るべく、スクラップヤードの保管物の高さや個々の保管場所の面積、床面の材質などの保管基準を設けるとともに、新規にスクラップヤードを設置する場合には、届出制ではなく許可制とし、立地基準として住居などとの距離を100メートル以上あけること、周辺住民への説明会の開催の義務づけなどを許可要件とすることとしております。加えて、これらの違反者に対する勧告や命令、罰則の導入についても規定する方向で進めております。

次に、条例制定に向けた今後のスケジュールについてですが、今月15日から来月18日まで、条例等案の骨子についてのパブリックコメント手続を行うこととしており、12月1日号のちば市政だより及びホームページにより周知をしたところであります。今後は、市民の皆様からの御意見を踏まえるとともに、罰則規定などについて検察庁と協議を行うなど、来年の第2回定例会へ条例案を提出し、10月施行を目指し進めてまいります。

次に、空き家対策についてお答えします。

まず、千葉市空き家等対策計画策定後の取組についてですが、現在、空き家の発生予防や利活用と管理不全な空き家等の解消を実施しております。

空き家の発生予防や利活用といたしましては、相談やセミナー、空き家と利用したい人を結びつけるインターネットを活用した情報提供、空き家等を活用して地域の課題解決を行う団体への改

修費助成などを実施しております。

また、管理不全な空き家等の解消といたしましては、都市局と各区が連携し、所有者への文書による指導等とともに直接訪問し指導を行うなど、管理不全な状態の解消に努めているところであります。

次に、取組に対する評価であります。空き家の発生予防や利活用については、相談とセミナーの利用がおおむね予定どおりであったのに対しまして、インターネットによる情報提供、団体等への修費助成は予定を下回る状況であり、利活用可能な空き家の流通促進が課題と考えております。

また、管理不全な空き家等の解消に関する施策の評価についてですが、昨年度は指導を89件行い、27件が改善いたしました。新たに17件を認定いたしましたので、昨年度末の特定空き家数は135件となっております。

改善が進まない理由といたしましては、空き家は個人の財産であるため、所有者の自主的な改善に期待するしかなく、また、市が除却等を指導いたしましても、居住していない所有者にとりましては、ほっておいても困らないといった当事者意識がないことが原因であると考えております。

次に、今後の取組の強化についてですが、空き家の発生予防や利活用については、施策メニューの見直しを含めて検討してまいります。例えば、本年7月に低未利用地の適切な利用、管理を促進するための税制の特例措置が創設されたことから、利活用可能な空き家の流通促進を図るため、インターネットで公開している、すまいのリユースネットの登録物件として今まで取り扱っていなかった市場に流通している譲渡価格500万円以下の物件を加えることを検討してまいります。

また、管理不全な空き家等の解消につきましては、引き続き、所有者に対して粘り強く指導してまいります。それでも改善されず、倒壊などの危険性がある場合には、緊急性や切迫性などを判断して、命令を行い、さらに市による除却等を検討してまいります。

次に、道路のり面、擁壁管理についてお答えします。

まず、本市の現状についてですが、本市管理道路において、高低差が大きいり面70か所と擁壁290か所、合わせて360か所を重点的かつ計画的に維持管理すべき施設として位置づけております。これらの施設につきましては、計画策定以前の平成27年度から近接目視による点検に着手し、現在、341か所の点検が完了しており、このうちの9割以上がおおむね健全な状態であることを確認しております。残る施設につきましても、擁壁に細かなクラックが生じているなど、補修の必要な箇所があるものの、緊急を要する状態ではなく、順次補修をすることとしております。

次に、課題認識についてですが、昨年、千城台におきまして、排水不良による道路のり面の崩落があったことから、施設本体の点検だけでなく、周辺の排水施設などを含め、健全な状態を保つことが必要と認識しております。

また、改修に当たりましては、多大な費用がかかることに加え、施工時の作業ヤードも広範囲にわたり確保する必要が生じるなど、隣接地への影響も懸念されることから、計画的な維持管理により施設の長寿命化を図ることが重要であると認識しております。

次に、今後の取組についてですが、千葉市道路のり面・擁壁維持管理計画に基づき5年に1度の点検、診断、措置、記録のメンテナンスサイクルを実施することにより、施設の安全性を確保するとともに、特に鉄筋コンクリート擁壁につきましては、コンクリートの中性化などによる鉄筋の劣

化が進行する前に対策を行う予防保全型の管理により、長寿命化を図ってまいります。

また、施設のさらなる長寿命化を図るため、蓄積した点検、措置の実績について分析を行うほか、他市の崩壊対策事例などを収集し、5年に1度を目途とする計画の見直しに的確に反映することで、道路交通の安全性、信頼性を将来にわたり確保してまいります。

次に、雨天時浸入水対策についてお答えします。

まず、対策の現状についてですが、雨天時浸入水に起因する事象は、古くに造成した大規模団地などで多く発生しております。このため、若葉区みつわ台など11地区を対象に、晴天時と雨天時における汚水管内の流量の違いを調査し、重点的に対策が必要な箇所の絞り込みを完了しております。このうち9地区におきまして、汚水管内に煙を充填させ、煙が立ち上る箇所を確認する送煙試験により、宅内の雨水排水を誤って污水系統へ接続している箇所やマンホールの蓋などからの流入箇所を特定しております。

これらの不具合箇所については、誤接続のあった家屋の所有者への改善指導やゴム栓などで蓋の穴を開塞する流入防止対策を実施しております。さらに5地区においては、カメラ調査により管渠の損傷状況を確認し、補修を実施しております。

最後に、今後の取組についてですが、引き続き誤接続の改善指導、蓋からの流入防止対策や管渠の損傷箇所の補修を実施してまいります。また、管渠の老朽化が浸入水の増加の要因の一つとなっていることから、改築の優先順位を高くするなど、効果的かつ効率的な対策を実施してまいります。

さらに、本年1月に、国の雨天時浸入水対策ガイドライン(案)が策定され、新たに雨天時計画汚水量に地下浸入水の増加分を見込むことが認められたことから、改築時におけるポンプ能力の増強につきましても検討してまいります。

以上でございます。

○副市長(川口真友美君) 市長答弁以外の所管についてお答えいたします。

初めに、地域運営委員会についてお答えします。

設立状況を踏まえた制度の課題と今後の取組についてですが、地域運営委員会は、平成26年度から本市の新たな事業として設立促進と地域に対する運営支援を行ってまいりましたが、先月末時点で、50の中学校区のうち設立に至ったのは18地区、36%となっております。

設立が進まない主な理由といたしましては、地域の皆様からは、構成団体の活動区域が異なる地区があることや、必要性を感じない、新たな仕組みの導入による負担感があるなどの御意見がありますが、今年度は、改めて未設立地区の個別の状況のヒアリングを各区において実施しております。

また、本市と地域をつなぐ役割を担う地域担当職員の経験やノウハウが足りないなどの課題もあり、地域運営委員会の設立に向けた働きかけが十分ではないと認識をしております。これからの人口減少・超高齢社会においては、地域コミュニティーの強化がますます重要となることから、地域運営委員会について、本年4月に施行した千葉市市民自治によるまちづくり条例において、中学校区等の地域で活動する様々な団体が連携し、住民同士の助け合いと支え合いによる地域運営を持続可能なものとする体制づくりを進めるためのものとして位置づけたところです。

今回、地域ごとのヒアリングを行った地域担当職員をはじめとする各区において、その結果を整理し、今後、課題への対応策を地域の皆様と検討するなど、地域ごとの実情に応じた柔軟性を持った個別アプローチを重ねることにより、地域運営委員会の設立を促してまいりたいと考えております。

次に、自転車保険の加入義務化についてお答えいたします。

まず、市民や事業者の皆様が加入しやすい自転車保険等への加入促進についてですが、自転車事故のうち、自転車対歩行者の事故件数は、全国的にほぼ横ばいの状況ですが、19歳以下の自転車運転手が事故原因となる事故件数が平成29年の全体の件数の4割近くを占めております。

そこで、来年4月からの自転車保険等の義務化に向け、まずは、未成年者に対して加入を促進するため、小学生から高校生まで、及び幼稚園児、保育園児の保護者に対して、学校等を通じて児童生徒一人一人に保険等加入の義務化と加入方法、高額賠償事例及びヘルメットの着用を含む自転車安全運転等を記載したチラシを配布し、周知啓発を図ってまいります。

特に、通学時の事故発生割合が高い中学生、高校生においては、自転車通学許可に際して、保険加入を確認するよう学校と協議をしております。また、あわせて町内自治会やマンション管理組合などに対して、出張により自転車保険等の加入申込みを受け付ける窓口を設置することについて、協定締結をしている保険会社等の一部と出張条件などの調整を進めてまいります。

保険等の加入義務化については、本市による周知とともに、保険会社等の各社のチラシ、ホームページ掲載などでの周知に加えて、千葉県警察、市立小中学校校長会、県高等学校長協会、商工会議所など、多くの団体が構成員である千葉市自転車を活用したまちづくり連絡協議会と連携して周知啓発を行うとともに、さらなる加入促進を進めてまいります。

次に、ヘルメットの着用、自転車あおり運転の厳罰化等に対する本市の取組についてですが、ヘルメットの着用については、市ホームページ等での周知や区役所、公民館等でのチラシの配架に加えて、自転車安全利用講習会において、自転車の交通ルールやマナー、自転車保険等加入の必要性などとともに啓発をしております。

また、いわゆる自転車あおり運転は、本年6月に施行された改正道路交通法において、自動車など他の車両に対する交通妨害目的での幅寄せや不必要な急ブレーキ、進路変更などの行為について、自転車においてもあおり運転として規定され、罰則も設けられております。

そこで、今年度の講習会からは、あおり運転の対象となる行為を示し、その危険性と厳罰化について説明の上、防止を強く呼びかけております。

本市において、自転車を活用したまちづくりを推進する上で、交通安全の確保は柱の一つであり、交通ルールの遵守やマナー向上の意識をさらに高めていく必要があります。そのためにも、自転車保険加入義務化を契機に加入促進と併せ、改めて自転車の安全利用を粘り強く周知啓発し、自転車を活用したまちづくりを進めてまいります。

次に、保健所における体制についてお答えいたします。

まず、これまでの体制の課題及びこれからの取組についてですが、感染者の増加に伴い、一般的な業務については、全庁から職員を動員するとともに、患者搬送やシステム入力などの業務の委託化を進めるほか、患者調査など専門的な業務については、保健所内の新型コロナウイルス対策以外の業務を可能な限り縮小するとともに、保健所内各課の専門職員や区健康課の保健師

等を動員し、対応してまいりました。

しかしながら、引き続き感染が拡大しており、中長期的な対応が続くことが想定される中で、患者の増加に対応するためのさらなる専門職の確保、保健所における他の公衆衛生業務との両立など、保健所機能を維持するための体制の整備が課題であると認識しております。

そのため、患者調査を担う即戦力となる保健師に加え、新型コロナウイルス対策以外の公衆衛生業務に対応する食品衛生監視員や環境衛生監視員としての会計年度任用職員の確保など、引き続き、保健所における必要な体制の整備を進めてまいります。

次に、専門職員の早急な採用等のこれまでの課題を踏まえた取組についてですが、保健所業務を担う専門職の確保の重要性は認識をしており、これまでも過去5年間で2人の公衆衛生医師を採用したほか、保健師、薬剤師、獣医師といった専門職は、計33人の増員を行ってまいりました。しかしながら、地域保健を取り巻く状況の変化などによる業務量の増加に加え、さらに、新型コロナウイルス感染症の対応が求められている状況においては、これまで以上に専門職の確保を図っていく必要があると考えております。

そのため、今年度は、従来の採用試験の実施に加え、新たに経験者保健師区分を新設し、即戦力となる保健師の確保を図るなど、専門職の確保に努めているところです。引き続き、専門職が担っている業務の実態を十分に把握し、必要に応じて増員を図ることなどにより、業務量に応じた適切な人員配置に努めてまいります。

次に、新生児聴覚検査についてお答えします。

まず、公費負担制度に向けた取組及びその後の進捗状況についてですが、先天性の難聴があっても、早期発見し早期療育を開始することにより、コミュニケーション能力は向上するため、新生児聴覚検査を受けることは、子供にとって大切であると考えております。

本市では、検査実施に向けた検討を進めていたところですが、千葉県においては、現在、県内各市町村や県医師会、ちば県民保健予防財団等関係機関と来年度からの県内統一の実施体制による公費負担制度の開始に向けて調整を進めております。このため、本市においても、県の公費負担制度の開始に合わせて円滑に実施できるよう、引き続き準備を進めてまいります。

次に、産科医療機関に対する聴覚検査機器購入の助成制度や出産施設に対するフォローアップについての見解と取組についてですが、平成30年に実施した産科医療機関に対するアンケートによると、市内全ての産科医療機関が聴覚検査機器を所有しております。また、出産を予定している妊婦へは、母子健康包括支援センターにおける面接の際に、先天性難聴の早期発見及び早期療育のために、新生児聴覚検査を受けることが重要であることを丁寧に説明するとともに、市ホームページなどを活用して広く周知をしてまいります。

なお、産科医療機関及び助産院に対しては、検査の重要性を保護者に対して丁寧に説明するよう依頼するとともに、検査機器を所有していない助産院に対しては、後方支援医療機関との連携の中で円滑に実施することを併せて依頼し、全ての子供が漏れることなく検査を受けることができるよう努めてまいります。

次に、療育センターについてお答えします。

まず、利用者に分かりやすい名称の検討についてですが、発達障害に関する理解が進み、早期に診断を受け、早期に療育につながることを希望する方が増えていることや、これに伴い療育を

実施する障害児通所支援事業所が増加していることなど、療育を取り巻く社会情勢が変化をしている中、療育センターの機能の拡充を進めており、その進捗状況に合わせて名称変更の必要性についても検討をしております。

次に、市域内の療育体制の強化についてですが、現在、医師等の専門職の増員により、初診までの時間短縮等、療育センターの機能強化を図っておりますが、医師等の確保には人員不足等の課題があることや市内において診断から療育まで受けることができる公的機関が療育センターのみであることが課題となっております。

これらの課題への対応として、医師を配置する公的な障害者施設である桜木園において診断、療育機能を持つことは、療育体制の強化と利用者の利便性の向上につながるため、検討をしております。

次に、保育園等の延長保育についてお答えします。

まず、土曜日の延長保育の実施状況とこれからの取組についてですが、土曜日の延長保育の実施については、市民の皆様の多様な保育ニーズに応えられるよう、今年度下半期からの新たな取組として予算化をしております。

実施に当たっては、保育園、認定こども園から希望を募り、8園の応募の中から予定どおり各区1園、合計6園を選び、本年10月から開始したところです。利用実績は、10月の利用者は6人、延べ利用日数26日、11月の利用者は12人、延べ利用日数45日と少数ですが、現在選考を行っている来年度の入所において、土曜日の延長保育を実施している園が申込者にどのように評価されるか分析を行い、その結果を基に実施箇所数の増など、土曜日の延長保育の拡充について検討をしております。

次に、延長保育の料金体系の見直しの検討状況についてですが、現行の延長料金については、1日利用しただけでもその月1か月分の料金を徴収しており、また、電車の遅れなど利用者の責に帰さない場合も料金を頂いていることから、利用者からの料金体系見直しに係る御要望が多くあり、議会での御質問、御要望も踏まえ、検討を行ってまいりました。

また、見直しに当たっては、保育士不足が顕在化している保育現場の状況を踏まえた上で、利用者の利便性向上につながる実現可能な料金体系とする必要があると認識をしております。

このことから、来年度より、新たに1日のみ利用の料金を設定するとともに、電車の遅延による場合は料金を徴収しない扱いとすることとします。なお、民間園についても、原則、市の基準と同じ扱いにするよう協力を要請してまいります。

次に、保育所のトイレ設備についてお答えします。

トイレのドライ化や洋式化についてですが、保育所においては、学校施設と比べ、夏休みなどの長期休業期間がないことなどから、維持保全に係る大規模改修工事の実施に大きな制約を受けるといった課題がございます。そのため、現在策定中の公立保育所の施設管理に関する基本方針では、学校施設のような大規模改修工事による施設の長寿命化ではなく、建て替えによる施設の更新を基本としており、建て替えまでに一定の期間を要する施設等については、空調、屋上防水、外壁の改修を計画的に行うこととし、建て替えや改修を行う時期を方針の中で定めているところです。

保育所のトイレ設備については、工事の実施による保育への影響等により、現在までドライ化や

洋式化などの改修を行うことができていない箇所があることから、衛生面の改善や保育士の負担軽減などの観点から、基本方針で定める建て替えまでの期間を考慮しつつ、できるだけ保育に与える影響が少なくなるよう施工を工夫し、予算枠を確保しながら計画的に改修を進めてまいります。また、老朽化の進行によりトイレ設備に不具合が生じるケースが多くなっていることから、安全性や保育への影響等を考慮し、緊急性の高い箇所については速やかに対応するよう努めてまいります。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催時の救急体制についてお答えします。

まず、救急活動における新型コロナウイルス感染症対策の考え方及び現在の取組状況についてですが、1日に複数の傷病者と接する救急隊員が感染源とならないための感染防止や陽性者等の搬送時における関係機関との連携が不可欠であると考えております。

現在、救急隊員は全出動に対し、ゴーグル、マスク、感染防止衣及び手袋を着装し活動しており、毎出勤後には、アルコール等を使用し、車内及び資器材の消毒を実施しているところです。また、陽性者等の医療機関搬送については、保健所との連携を密にして対応しております。

東京 2020 大会開催時の救急活動における感染防止対策についても、本体制を維持するとともに、国の動向を注視し、積極的に対応してまいります。

最後に、外国人に対する救急体制についてですが、昨年の外国人の救急搬送人員は 939 人で、中国、フィリピン、韓国が6割を占める一方、その他アジア、北南米、欧州の国々など、その国籍は多岐にわたっております。

救急活動における外国人対応としては、傷病者の心身への負担を軽減させることを目的に平成 28 年 11 月から 11 言語に対応した SOS ハンドブックや平成 29 年からは国の通知により、15 言語に対応した音声翻訳アプリ、救急ボイストラを有効活用した救急活動を行っております。

これにより知り得た外国人傷病者の情報を確実に医療機関へ伝達することにより、円滑な搬送を行っております。開催が予定されている東京 2020 大会においても、それらを活用することで、適切に外国人傷病者に対応してまいります。

以上でございます。

○教育長(磯野和美君) 初めに、多様な学びの場の確保についてお答えします。

まず、不登校児童生徒への在宅での学習支援等についての見解と取組についてですが、本市では、不登校児童生徒が主体的に社会的自立を目指すために、自宅での学習支援等を含めた適切な学びの機会を保障していくことは重要であると捉えており、その中で、ICTを活用することは有効な手段の一つであると考えております。

現在、教職員を対象にオンライン指導に関する研修を開始したほか、先進的な取組を行っている他自治体を参考にしながら、不登校児童生徒へのオンラインによる支援の在り方などの検討を進めております。

また、経済産業省の「未来の教室」実証事業として実施しているモデル事業に9月下旬から参加し、小学校6校、中学校8校の不登校児童生徒にチャット担任による人的サポートを伴うICT教材を活用した学習支援を行っているところであります。

今後は、配信方法など様々な視点から、在宅での学習支援等について十分に検証するとともに、

学習の状況による出席の取扱いについて基準づくりを進めてまいります。

次に、公立夜間中学設置に向けた本市の考え方及び今後の方向性についてですが、本市では、過去の検討において、公立夜間中学は設置しないこととし、義務教育段階での日本語指導の必要な帰国・外国人児童生徒や不登校児童生徒に対して、日本語指導通級教室や適応指導教室などによる様々な教育支援を行ってまいりました。

その後、平成 29 年度 2 月に施行された教育機会確保法において、地方公共団体は、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供、その他必要な措置を講じることとされ、さらに、昨年 11 月に閣議決定された子供の貧困対策に関する大綱において、全ての指定都市において夜間中学が設置されるよう促進することとされました。

これらを受け、昨年度から公立夜間中学設置に関する新たな検討準備を始め、先行設置自治体へのヒアリングや視察を行うとともに、教育委員会内に公立夜間中学設置検討委員会を設置してまいりました。なお、設置ニーズ調査を本年 8 月から 9 月にかけて実施した結果、自分が夜間中学に通いたい、家族や知人に通わせたい人がいるといった一定のニーズがあったことから、新たな教育機会を広げていく必要があると認識しており、今後、同検討委員会において具体的な検討を進めてまいります。

次に、学校施設の環境整備についてお答えします。

まず、学校トイレの改修及び洋式化のこれまでの取組と進捗状況、全校のトイレ改修完了までのスケジュールについてですが、トイレの改修については、平成 13 年度から系統ごとの部分的な整備に着手しましたが、平成 19 年度から耐震対策のための改築工事が集中したこと、さらに、平成 23 年に発生した東日本大震災後は、耐震補強工事を優先して進めてきたことから、進捗が遅れることとなりました。

しかしながら、耐震対策完了後の平成 28 年度から大規模改造工事及びトイレの改修工事により重点的に整備を進めており、今年度末におけるトイレ改修の進捗率は約 42%、便器の洋式化率は約 63%となる見込みであります。

また、スケジュールについては、令和 8 年度までに完了することとしておりますが、国の補助事業を活用しつつ、可能な限り早期に完了するよう努めてまいります。

次に、体育館へのエアコン整備についてですが、本市では、避難所の暑さ対策や分散避難を推進するために、避難者の受入れは、校舎内のエアコンが設置されている特別教室や普通教室を優先することとしていますが、大規模な災害などで体育館を利用する際には、効果は限定的であるものの、本年 7 月に全市立学校へ配備したスポットクーラーを体育館の中を区切ったり、テントを張るなどの工夫をして使用することとしており、必要に応じて国や協定締結事業者等から追加で空調機器を調達するなどの対応を図ることとしております。

一方、学校教育における夏季の体育学習や部活動中の児童生徒の熱中症予防についても、スポットクーラーを活用し、その有効性について検証するとともに、他市の状況等を調査し、エアコンの設置については検討してまいります。

次に、生涯学習と ICT 化についてお答えします。

まず、シニア向けの ICT 活用講座の現状と拡充に向けた今後の取組についてですが、コロナ禍における対応として、オンラインによる学習やテレワークなど、ICT を活用した学び方や働き方が

社会に広まり、生涯学習においても、オンラインによる講座の開催など、時間や場所を問わず学習へ参加することが可能となりました。

その一方で、これまでICTの活用を身につける機会が少なかったシニア層などとの間に格差が広がっていくことが懸念されています。

生涯学習センターや公民館では、主にシニア層向けとして、これまでもスマートフォンやタブレットの入門講座などを開催しており、多くの施設で定員を超える申し込みがあったほか、受講者からは、初めてだったがよい機会になった、もっといろいろな方法を知りたいといった御意見をいただいているところであります。

今後も、シニア層を中心にICTリテラシーの向上に資する講座を積極的に開催していく必要があることから、様々なレベルに応じた内容の講座を開催していくなど、拡充を図ってまいります。

最後に、生涯学習におけるオンライン化の状況と市民の反響、今後の取組についてですが、まず、生涯学習センターでは、幅広いジャンルの知識やスキル、考え方などを動画で学ぶことができるブースを設置し、eラーニングの体験が可能となっているほか、子育て講座や音楽講座など、オンラインによる講座を9講座開催しております。

受講者からは、小さい子供がいても参加しやすい、思いのほか集中できてよかったなどの御意見を頂いている一方、シニア層において、パソコンやスマートフォンの操作に慣れていないため、受講を断念してしまうケースもありました。

また、公民館においても、今後のオンライン講座の開催に向け、生涯学習センターの先行事例等を参考にしながら検討を進めており、先日、職員向けに研修会を実施したところでございます。

今後も、生涯学習センターが中心となって、これまで開催したオンライン講座の成果と課題を踏まえ、生涯学習施設全体で講座の充実に努めるとともに、オンライン学習の方法についても、動画視聴のような単方向型にとどまらず、講師や参加者同士でのディスカッションのような同時双方向型も取り入れた講座につながるよう、ICTを活用した生涯学習の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○2番(青山雅紀君) ただいま、市長をはじめ、両副市長、教育長から、御丁寧な御答弁をいただきました。大変にありがとうございます。

新年度予算の編成及びコロナ対策、さらに人口減少、超高齢化の進展などを踏まえた本市の抱える種々の課題等につきまして、質問をさせていただきました。御答弁をいただきました内容につきましては、大方理解をいたしたところでありますが、今後の取組に当たりまして、気がかりな点もありますので、何点かに意見等を申し上げたいと思います。

災害時における要配慮者支援に関しては、災害対策基本法では、要支援者の名簿を整えるよう市区町村に義務づけ、一人一人の個別の避難計画をつくることを求めています。全国的にも、名簿は97%の自治体において作成済みのようではありますが、個別の避難計画の策定等はなかなか進んでいないとのことであります。

そこで、誰一人取り残さない防災と題した別府モデルを紹介し、災害時の要配慮者対応に平時の福祉サービスを連結させた取組の必要性を取り上げさせていただきました。

市長より、要配慮者対策を進める中において、個別支援計画の策定について地域に名簿を提供

する部門と福祉専門職を所管する福祉部門がより一層連携し、災害時の支援の実効性が確保される仕組みづくりを検討するとの答弁をいただきました。しっかりと、防災部局と福祉部局が連携を図っていただき、防災と福祉の連携は不可欠だとのかけ声だけで終わることのないよう、防災対策における要配慮者支援が一層強化されることを願うものであります。

本年は、阪神淡路大震災から四半世紀、明年の3.11は東日本大震災よりちょうど10年の節目を迎えます。国では、防災・減災、国土強靱化の新たな5か年計画が検討されているところではありますが、千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例を策定された趣旨にいま一度立ち返っていただき、安心・安全の市民生活への取組強化を求めておきます。

次に、地域運営委員会の設置促進については、直近の設立状況は、令和元年度はゼロ、本年度は1件にとどまっているとお聞きしております。答弁では、今後、課題への対応策を地域の皆様と検討し、地域ごとの実情に応じた柔軟性を持った個別アプローチを重ねるとありました。支え合う地域社会、良好な共助社会構築に向けて地域運営委員会の制度の定着とともに、未設置地区に対する丁寧な対応、着実な推進を図るよう、強く要望いたします。

次に、保健所における体制についての課題及びこれからの取組について、コロナ禍での保健所の運営体制について、感染の拡大が続き長期的な対応が懸念される現在、専門職の確保が喫緊の課題であり、これまでも、会派として再三要望してきたところであります。この5年間で2名の公衆衛生医師、保健師、薬剤師、獣医師といった専門職を33名増員したとの答弁でありましたが、令和元年の各政令市専門職員の補充状況を確認しますと、とても胸を張れる現状ではありません。コロナ禍での有事の際にこれまでの千葉市の専門職確保の課題が明らかになり、現場で働く専門職に多くの負担がかかっていることを真摯に受け止めるべきであります。

専門職員の増員計画を早急に見直し、他政令市並みの専門職の増員こそ、直ちに取り組むべきと重ねて強く要望いたします。

建設行政につきまして、本年度、国道126号のうち、中央区広小路交差点から若葉区中野町までの区間について、国から移管がなされ、千葉市の管理区間となりました。今回取り上げた千葉市道路のり面・擁壁維持管理計画が本年3月に更新されたばかりではありますが、新たに移管された区間も速やかに点検し、損傷や異常などがあった場合に、道路交通だけではなく、隣接地にも大きな支障を及ぼすことのおそれのある道路のり面について、引き続きしっかりと取り組んでいただきますよう求めておきます。

以上、4点ほど申し上げましたが、現在、社会は大きく変化しており、その速さも増しております。現在の時代の先を読み、前例踏襲でない柔軟な発想による創造的な仕事を進め、飛躍する千葉市を築くため、全職員がさらに全力を注ぐことを要望しておきます。

最後に、公明党千葉市議会議員団の令和3年度予算編成に関する要望書をお届けしております。可能な限り新年度予算に反映していただくようお願いをし、会派を代表しての質問を終わります。

長時間御清聴、大変にありがとうございました。(拍手)